

一般社団法人日本小児血液・がん学会 疾患委員会規程

(名称)

第1条 この委員会は、一般社団法人日本小児血液・がん学会 疾患委員会（以下「委員会」という）。

(目的)

第2条 一般社団法人日本小児血液・がん学会定款第4条に基づき、学会が行う小児血液疾患及び小児がん領域の疾患に関わる調査研究等を円滑に実施するために必要な実務および調整を執り行うことを目的とする。

(設置)

第3条 小児血液疾患及び小児がん領域の調査研究を行うため以下の小委員会を設置する。

- ① 血小板委員会
- ② 止血・血栓委員会
- ③ 白血病・リンパ腫委員会
- ④ 組織球症委員会
- ⑤ 造血細胞移植委員会
- ⑥ 再生不良性貧血・MDS委員会
- ⑦ 固形腫瘍検討委員会

2. 各小委員会の小委員会規程は、別途小委員会ごとに定める。

3. 小委員会の新規設置または廃止は、学術・調査委員会と調整の上、理事会に提案することができる。

(業務)

第4条 疾患委員会が取り扱う実務は以下の通りとする。

- ① 小委員会の調査研究の進捗管理
- ② 小児慢性特定疾患研究事業で扱う用語等に対する対応
- ③ 理事会内規等・その他の理事会指示によるもの

(組織)

第5条 委員会は委員長、副委員長、疾患小委員会委員長7名、保険診療担当委員1名をもって構成する。

(会議等)

第6条 会議は必要に応じて開催する。

2. 対面会議、Web会議、メール審議により実施する。
3. メール審議では委員の3分2以上の参加をもって会議の成立とする。
4. 議決は会議に参加した委員全員の合議とし、議事録により確定する。
5. 委員長は会議を招集し、会議を進行し業務を総括する。委員長が不在の場合は副委員長がその業務を代行する。

(任期)

第7条 委員長・副委員長・委員の任期は定款施行細則第15条に従う。

(委員会内規)

第8条 委員会業務を遂行するための内規を別途定める場合は、理事会での承認を必要とする。

(規程の改廃)

第9条 この規程は理事会の承認を得て改廃できる。

附則

1. この規程は平成28年4月6日より施行する。